

<削除したQ&A>

QA発出時期、文書番号等	番号	質問
H12.3.31国事務連絡 介護保険最新情報vol.59 介護報酬等に係るQ&A	I(1)③1	訪問看護ステーションの理学療法士又は作業療法士が行った場合は、830単位を算定することになるが、時間の長短は関係ないか。
H12.3.31国事務連絡 介護保険最新情報vol.59 介護報酬等に係るQ&A	I(1)③ 11	医療上の必要性に基づいて訪問看護のみを利用している65歳以上の者から認定申請が出されたが、認定申請を取り下げたい旨の申し出があった。どのように取り扱うべきか。
H12.3.31国事務連絡 介護保険最新情報vol.59 介護報酬等に係るQ&A	I(1)③ 14	2カ所以上の訪問看護ステーションを利用する場合、医師の指示書はそれぞれのステーションに交付されなければならないか。(医療保険の訪問看護指示料は、一人につき1月1回 300点)
H12.3.31国事務連絡 介護保険最新情報vol.59 介護報酬等に係るQ&A	I(1)③ 15	医療保険の訪問看護を死亡した月の前月に利用していた者については、死亡した月に介護保険からターミナルケア加算が算定できるか
H12.3.31国事務連絡 介護保険最新情報vol.59 介護報酬等に係るQ&A	I(1)③2	特別管理加算を算定するためには、緊急時訪問看護加算が算定できることが要件であるか。
H12.3.31国事務連絡 介護保険最新情報vol.59 介護報酬等に係るQ&A	I(1)③6	医師の指示書で複数の処置が指示されており、サービス提供時間が1時間30分を超える場合の費用の算定方法はどうか
H12.3.31国事務連絡 介護保険最新情報vol.59 介護報酬等に係るQ&A	I(1)③7	(訪問看護)居宅サービス計画上、准看護婦が訪問することとなっている場合にあつて、事業所側の理由により看護婦が訪問した場合には90/100を算定することとなるのか。又、居宅サービス計画上、看護婦が訪問することとなっている場合にあつて、准看護婦が訪問したときはどのように算定すべきか。
H12.4.28国事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	I(1)③ 10	訪問看護の特別管理加算の対象者で、「ドレーンチューブ又は留置カテーテルを使用している状態」には、流動食を経鼻的に注入している者も該当するか。
H12.4.28国事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	I(1)③ 12	介護保険の訪問看護給付対象者が、急性増悪等により「特別訪問看護指示書」の交付を受けて医療保険の訪問看護を利用していた期間に死亡した場合、ターミナルケア加算が算定できるか。
H12.4.28国事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	I(1)③5	痴呆対応型共同生活介護を受けている痴呆高齢者が急性増悪等により訪問看護を受ける場合は、痴呆対応型共同生活介護の事業所が全額支払うのか。
18.3.22 介護制度改革information vol.78 平成18年4月改定関係Q&A(vol.1)	3	訪問看護について、「訪問看護計画において、理学療法士等の訪問が保健師又は看護師による訪問の数を上回るような設定がなされることは適当でない」との解釈が示されたが、これは、理学療法士等の訪問回数が、当該事業所が行う訪問全体の回数の半数を超える利用者については、報酬を算定できないという趣旨か。
18.3.22 介護制度改革information vol.78 平成18年4月改定関係Q&A(vol.1)	5	(ターミナルケア加算関係)「在宅以外で24時間以内に死亡した場合」との要件については、在宅で訪問看護を実施中に病院に入院するなど、居場所を移動し、その後、24時間以内に死亡した場合を示しているのか。また、移動後の24時間を超えて死亡した場合は、加算は算定できないのか。